道路交通法第75条の２第２項の規定による車両の使用制限命令について、同条第３項において準用する同法第75条第４項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和８年11月４日

愛知県公安委員会

記

１　聴聞の期日　　令和８年11月12日　午後１時30分開始

２　聴聞の場所　　名古屋市中区三の丸二丁目１番１号
愛知県警察本部本館１階　意見の聴取室